

第3章 悪臭

第3章 悪臭防止法

1 目的 [法第1条]

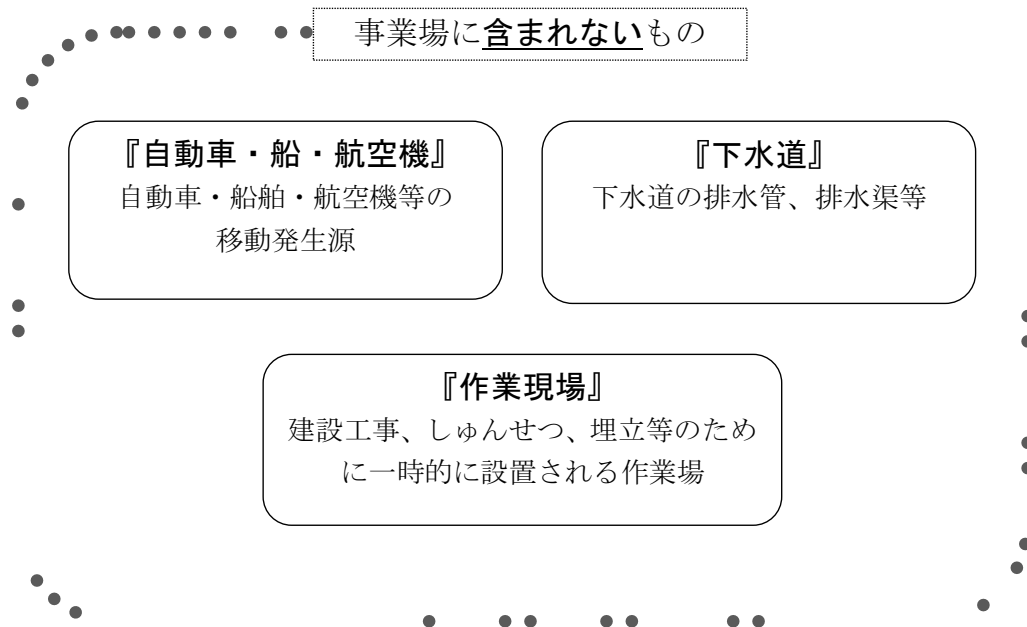
悪臭防止法（以下この章において「法」という。）は、工場その他の事業場における、事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

2 規制の対象となる事業場 [法第3条]

法による規制の対象は、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）であり、その業種や規模、経営主体の如何を問わず、規制地域内に設置されている全ての事業場を規制の対象としています。

事業場とは、継続的に一定の業務のために使用される事業所をいい、工場とは、事業場のうち一定業務として物の製造または加工のために使用されるところをいいます。

事業場の例としては、ホテル、病院、学校、デパート、レストラン、廃棄物処理場、下水処理場、堆積場、事務所等があります。



3 規制の対象となる悪臭原因物 [法第2条、施行令第1条]

「嫌なにおい」、「不快なにおい」を総称して悪臭と言っていますが、法では、悪臭の原因となり生活環境を損なうおそれのある物質のうち表3-1の22物質を**特定悪臭物質**として、規制の対象としています。

また、当該特定悪臭物質による規制では、生活環境を保全することが十分でない認められる区域がある時は、その区域における悪臭原因物の排出については、特定悪臭物質による規制基準に代えて、人間の嗅覚を用いて算出する**臭気指数**（*75ページ参照）により規制することが出来るとされています。

表3-1 特定悪臭物質 [施行令第1条]

特 定 悪 臭 物 質	主 要 発 生 源 事 業 場
ア ン モ ニ ア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 水 素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 メ チ ル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
ト リ メ チ ル ア ミ ン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造業、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造業、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イ ソ ブ タ ノ ー ル 酢 酸 エ チ ル メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン ト ル エ ン	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
ス チ レ ン	スチレン製造業、ポリスチレン製造業、ポリスチレン加工場 SBR製造業、FRP製品製造業、化粧合板製造業等
キ シ レ ン	(トルエンに同じ)
プ ロ ピ オ ン 酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノ ル マ ル 酪 酸 ノ ル マ ル 吉 草 酸 イ ソ 吉 草 酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等

4 規制地域

- 市の区域内の地域 → 市長が指定する。
- 町村の区域内の地域 → 知事が町村長の意見を聴いて指定する。
(※鹿追町には、指定の権限が移譲されています。)

(1) 地域指定の基本的考え方 [法第3条、昭和47年6月7日環大特31号「悪臭防止法の施行について」]

指定する地域は、住居が集合している地域及び学校、病院等の周辺その他悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域としております。

なお、工業専用地域、臨港地区の分区等住民の生活環境を保全すべき実態のない地域は、規制地域に指定しないこととしておりますが、当該地域内の事業場からの悪臭により当該地域以外の規制地域内の住民の生活環境がそこなわれていると認められる場合については、所要の区域を規制地域として指定することとしております。

(2) 規制地域

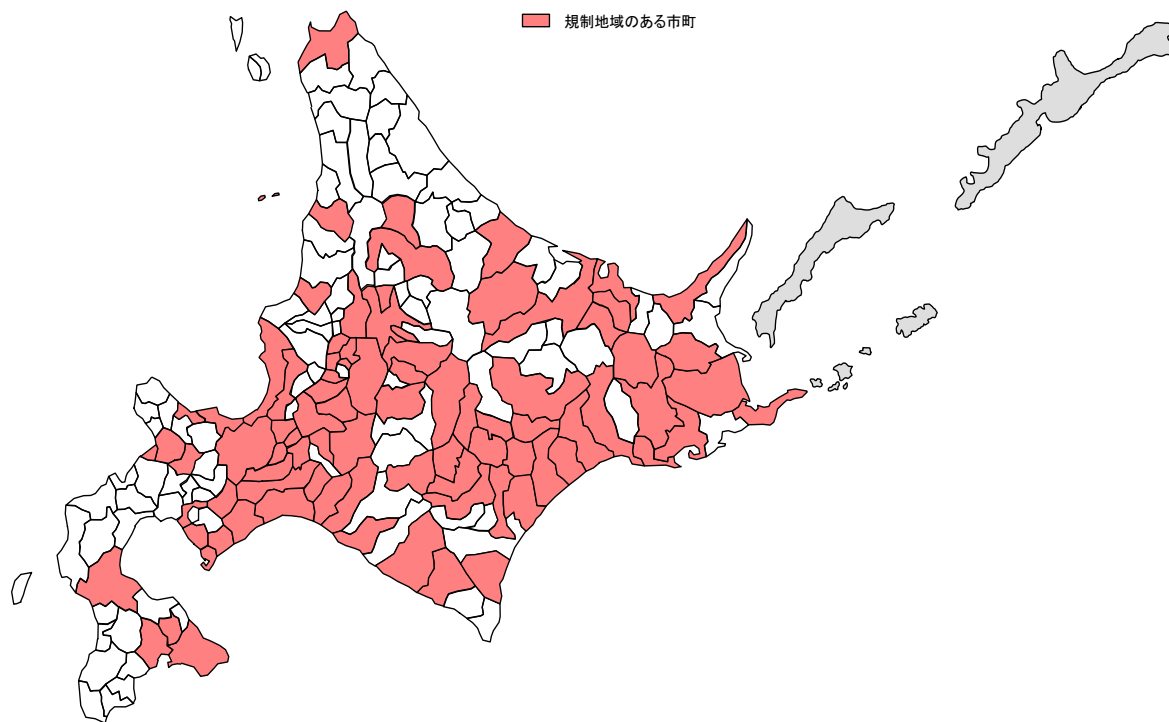
平成30年2月末現在の指定状況は、表3-2のとおりです。

表3-2 悪臭防止法に基づく規制地域の指定

[平成24年3月23日北海道告示第183号]ほか
(平成30年2月末現在)

振興局	指定市町	指定数
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、八雲町	2市 2町
檜山	無し	—
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町	1市 4町
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、長沼町、南幌町、由仁町	10市 5町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町	4市 4町
留萌	留萌市、羽幌町	1市 1町
宗谷	稚内市	1市
ホーヅ	網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町	3市 4町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 5町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、豊頃町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、鹿追町、広尾町、浦幌町	1市 13町
釧路	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町
根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
合計		35市 49町

図3-1 悪臭防止法に基づく規制地域のある市町



5 規制基準

知事（市の区域については市長）は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の規制基準を定めています。

- ① 事業場の敷地境界線の地表における規制基準
- ② 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準
- ③ 事業場の排水の敷地外における規制基準

（１）区域区分 [悪臭防止法に基づく規制地域の指定方針(北海道)]

※市の区域内の区域区分は市に確認してください。

規制地域は、その土地利用の実態等に応じて次のとおり区域を3区分し、それぞれに異なる規制基準を適用しております。

- ① **A区域** 法で定められた規制基準の範囲の中で最も厳しい基準を適用
- ② **B区域** 法で定められた規制基準の範囲の中で中間の基準を適用
- ③ **C区域** 法で定められた規制基準の範囲の中で最もゆるい基準を適用

この区域区分については、概ね次の考え方により区分することとしておりますが、悪臭防止技術が確立されていない企業の存在する地域については、当面その防除限界を考慮し、B区域又はC区域としています。

ア 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域

(ア) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域は**A区域**とする。

(イ) 準工業地域、工業地域は**B区域**とする。

ただし、当該地域内に存在する事業場について厳しい規制をしなければ、他の規制地域の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の区域をA区域とする。

イ 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域

(ア) 主として**住居の用**に供されている地域は**A区域**とする。

(イ) 主として**工業の用**に供されている地域及び悪臭に順応の見られる地域は**B区域**とする。

ただし、当該B区域内に存在する事業場について厳しい規制をしなければ、他の規制地域の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の区域をA区域とする。

指定地域の区域区分図は、市の区域については各市の公害担当課に、町村の区域については北海道環境生活部環境局環境政策課、関係振興局環境生活課及び関係町村公害担当課に備え付けて縦覧に供しております。

また、北海道のホームページの「騒音・振動・悪臭に係る規制地域図データシステム」で閲覧できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shindou-top.htm>

【5 規制基準】

(2) 規制基準 [法第4条、施行規則第2条、平成19年3月30日北海道告示第222号]

※市の区域内の規制基準は市に確認してください。

① ア 事業場の敷地境界線の地表における規制基準 (法第4条第1項第1号の規定に基づく)

表3-3のとおり、区域を区分し、大気中濃度の許容限度として規制基準を設定しています。

表3-3 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

[平成24年3月23日北海道告示第184号]

(単位: ppm)

規制物質	区域の区分	A区域	B区域	C区域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二酸化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

備考 敷地境界線における規制基準は、規制地域の住民の大多数が悪臭による不快感をもつことがないような濃度として定められており、調香師(香料等の製造にあたる臭いの専門家)による嗅覚試験を基礎として、表3-4の6段階臭気強度表示法によるものとされ、A区域は臭気強度2.5に、B区域は臭気強度3に、C区域は臭気強度3.5にそれぞれ対応する濃度としております。[昭和47年6月7日環大特31号「悪臭防止法の施行について」]

表 3-4 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（承知閾値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 3-5 臭気強度と濃度の関係

(単位：ppm)

規制物質	区域の区分						
	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二酸化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

イ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（法第4条第1項第2号の規定に基づく）
 表3-3で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

ウ 事業場の排水の敷地外における規制基準（法第4条第1項第3号の規定に基づく）
 表3-3で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

② ア 事業場の敷地境界線の地表における規制基準（法第4条第2項第1号の規定に基づく）

市町名	規制基準
札幌市・石狩市	臭気指数 10

イ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（法第4条第2項第2号の規定に基づく）
 アで定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2により算出された臭気排出強度または臭気指数

ウ 事業場の排水の敷地外における規制基準（法第4条第2項第3号の規定に基づく）
 アで定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の3により算出された臭気指数

*臭気指数について

■臭気指数とは

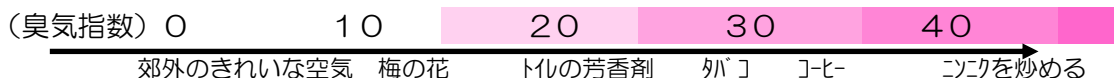
・においについて、人間の感覚と対応した表示方法です。

■臭気指数の算定方法

- ① 臭気濃度（希釈倍数）→もとの臭いが感じられなくなるまで無臭空気で薄める
- ② 臭気指数 → 臭気濃度の常用対数に10を乗じる
- ③ 例 もとの臭いを100倍に希釈したときに臭わない場合の臭気指数

$$\text{臭気指数} = \text{Log}100 \times 10 = 2 \times 10 = 20$$

■臭気指数の目安



6 規制基準の遵守義務 [法第7条]

規制地域内に事業場を設置している者は、その地域に定められている規制基準を遵守しなければなりません。

7 改善勧告及び改善命令

(1) 改善勧告 [法第8条]

市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設置の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができます。

なお、改善勧告の内容としては、事業場の移転、操業停止は考えていませんが、事業場の敷地内における悪臭発生施設の配置の変更、悪臭発生施設の使用停止、作業方法の改善等は考えられます。

(2) 改善命令 [法第8条、第24条]

市町村は、(1)の改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

改善を命ずることができるのは、改善勧告に付した期限内にその勧告に係る改善措置が全然、又はその一部しか実施されないことにより、依然として住民の生活環境がそこなわれているときであり、改善勧告に係る改善措置を実施したにもかかわらず、悪臭原因物の排出又は漏出が規制基準に適合しないことにより住民の生活環境がそこなわれている場合には、市町村長は、改めて改善勧告を出すことになります。

また、改善命令の内容としては、市町村長が既にその事業者に対してとるべきことを勧告した改善勧告の全部又はその一部であり、改善勧告をしなかった措置をいきなり改善命令によって命ずることはできません。

(3) 猶予期間 [法第8条]

市町村長は、次のとき、その日から1年間は改善命令を発動することができません。

ア ある事業場の存する地域が新たに規制地域となったとき

イ ある事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられたとき

ウ ある事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときで、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合

(4) 小規模の事業者に対する配慮 [法第8条]

市町村長は、小規模事業者に対して(1)の改善勧告又は(2)の改善命令の措置をとるときは、その者の事業活動に及ぼす影響について次の点に配慮しなければなりません。

なお、法でいう小規模の事業者とは、常時使用する従業員数が10人以下の事業者を目安としています。

ア 改善措置の段階的实施や期限の延長など

イ 融資又は融資のあっせん、技術的援助等の助成措置の実施

8 悪臭の測定 [法第11条]

市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の悪臭原因物の濃度について必要な測定を行わなければならないこととされています。

